

会報

Monthly
Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌



5
2023
No. 583

出前講座・現場見学会

[令和4年11月8日(火)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
定時制 23人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798

目次 CONTENTS

● 令和5年5月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和5年度 第1回常務理事会を開催	3
2. 令和5年度 第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 令和5年度 新入社員研修を開催 ビジネスマナー等を学ぶ	7
4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	8
5. 令和5年度 テレビCM放送のご案内	9
● 雇用改善コーナー	
1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	10
2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期について	11
● 建退共	
1. 建退共業務についてのご願い（再周知）	13
2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて	13
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	13
● 技士会	
1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	14
2. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	14
3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	15
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	16
● 建災防	
1. 県内建設業の労働災害発生状況	18
2. 職場における熱中症の発生状況	18
● 火薬協会	
1. 火薬関係保安教育講習会の受講申込みについて	20
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
3. 電子保証のご案内	23
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	24
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

令和5年5月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
3	水	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	木	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	金	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	県協会 青年部と県との意見交換会	職長・安全衛生責任者教育（清武 10日まで）	
10	水			
11	木	県協会 決算審議理事会 技士会 総会	建災防 代議員会	組合 理事会 火薬 代議員会
12	金		小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 13日まで）	
13	土			
14	日			
15	月	技士会 監理技術者講習		
16	火		建築物等石綿含有建材調査者講習（宮崎 17日まで）	
17	水	一級土木施工管理技術第1次検定講習会（19日まで）		
18	木			
19	金		高所作業車運転技能講習（清武 20日まで）	
20	土			
21	日			
22	月			
23	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（清武 25日まで）	
24	水	一級土木施工管理技術第1次検定講習会（26日まで）		
25	木	県協会 総会		組合 総会
26	金			
27	土			
28	日			
29	月		防災団体連絡協議会（宮崎）	
30	火			
31	水		自由研削砥石（グラインダ）の取替え等の業務に係る特別教育（清武）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2023.3.27付 宮崎県県土整備部 建設産業魅力発信サイト「ビルミヤ (Build Miyazaki)」の開設について	宮 崎 県	html
2023.3.13付 地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践（令和5年3月13日改訂版）	全 建 設 業 協 会	html

会員の異動状況

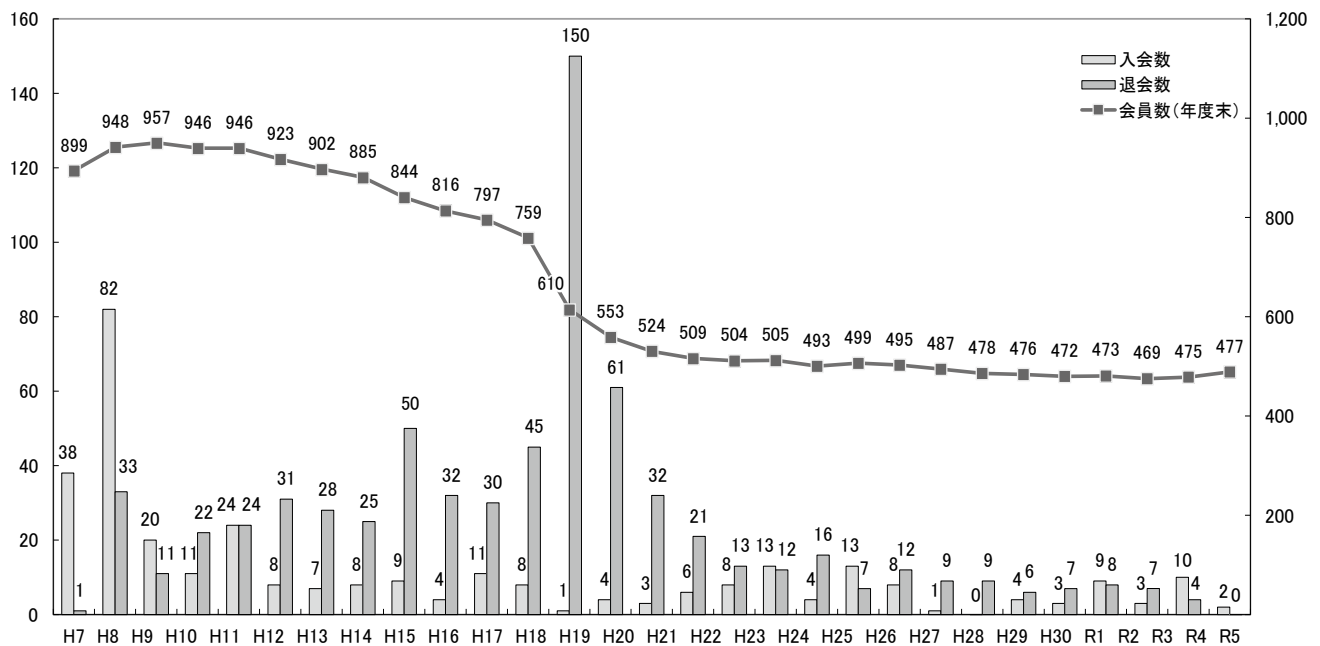
【新規加入会員】（4月入会分）

地 区 名	会 社 名	代表者名	地 区 名	会 社 名	代表者名
串 間	(有) 畑 山 商 事	畑山 秀紀	都 城	(有) 平 成 建 設	長友 眞知子

【3月退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名	退会日
延 岡	(株) 大 喜 建 設	吉本 哲	R 5. 3.31

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	475
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10	2
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	4	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	475	477

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R5は4.25現在

宮崎県建設業協会

1. 令和5年度第1回常務理事会を開催

令和5年4月17日（月）13時15分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「本日は、本会後に県との意見交換会、懇親会が予定されているため、よろしくお願ひしたい。

今回は、本年度第1回目の意見交換会となるが、要望・意見等についてしっかりと発言し、議論をして、不調不落が発生しないような形作りをしていきたい。

また、制度改革をした中で、更なる改正や修正の必要がある場合には、本会で声を一つにして要望等を実施したいと考えているので、協力をお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

長友会長が資料に基づき、都城地区の(有)平成建設について報告し、承認された。

議題2 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告した。

議題3 令和4年度事業報告・決算報告（監査報告）について

榎村事務局長が資料2～4に基づき、本会の令和4年度事業・決算（監査）について報告し、承認された。

議題4 その他

（1）令和5年度県委託事業「建設産業県内就職促進事業」について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、令和5年度県委託事業である「建設産業県内就職促進事業」についての事業概要及び事業計画について報告した。

（2）敷地内工事によるガス管損傷の防止について

榎村事務局長が参考2に基づき、全国建設協会及び宮崎ガス(株)より「敷地内工事によるガス管損傷の防止」についての周知依頼があったことを報告し、注意喚起した。

（3）その他

- ・国民政治協会への寄付金への対応について協議した。
- ・燈株式会社（建設DX関係の企業）への対応について協議した。

議題5

令和5年度理事会・通常総会・常務理事会等行事について

榎村事務局長が参考3に基づき、7月末までの各種行事について報告し、承認された。



第1回常務理事会

宮建協

2. 令和5年度 第1回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和5年4月17日(月)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については次のとおり。

◇宮崎県県土整備部

桑畑次長(道路・河川・港湾担当)

管 理 課：市成課長、上猶課長補佐、
一井主幹、佐澤主事

技術企画課：迫課長、松山課長補佐、
久保田・丸目・榎本主幹、
緒方副主幹

河 川 課：前田課長補佐、
井崎・藤島主幹

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：否笠課長、
松尾工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・河野(与)・黒木副会長
河野(直)・長友・池田・木村(尚)・
木村(健)・工藤常務理事
有嶋申間会長
事 務 局：石井専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、
大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

年度始めの忙しい中、意見交換会に出席いただき感謝申し上げます。県の出席者の方々を見ると8割方メンバーが変わっているように思うが、新体制で本年度もよろしくお願いいたします。

さて、公共事業予算については相当な額を確保していただき、感謝申し上げます。本年度も燃料代、資材価格高騰の問題、災害工事を中心に条件の厳しい案件もあると思うが、品確法にある適正な利潤が確保できるよう、協力をお願いしたい。

また、大規模化している自然災害については、5カ年加速化対策後の計画的な国土強靱化対策について要望等を行いながら、本会としても災害対応に備えた組

織の強化に取り組みたい。

来年度から始まる働き方改革については、時間外労働時間や割増賃金への対応では当然、企業努力が必要になるが、労務費の引上げや適正な工期の設定など、国や県の支援をいただきながら、対応できる業界を目指したい。

先日の産業開発青年隊の入隊式には、河野知事、原口部長にも出席いただいたが、『若い技術者の方々には、受発注者双方に対して少しでも力になっていただきたい』と挨拶した。我々も若手技術者、技能者が入職しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があると思っている。

本日もよろしくお願いいたします。

【桑畑次長挨拶】

建設業界の皆様には、インフラや災害対応をはじめとした県土整備行政への理解・協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、昨年度発生した台風14号や鳥インフルエンザについては、災害対応や防疫作業等に協力いただき感謝申し上げます。

今回の人事異動では、新しい顔や見慣れた顔など様々だが昨年同様、1年間よろしくお願いいたします。

さて、令和5年度は国土強靱化5カ年加速化対策の実質的には3年目となり、今年度は当初予算、昨年度の補正予算、県単独事業を合わせて約625億円の予算を組んでいる。本県としても不調不落対策や県協会との意見交換会等で皆様との連携を強め、円滑なインフラ整備や計画的な執行に努めたい。

また、建設産業の担い手確保や育成については、待ったなしの重要課題だと考えている。官民一体となって、



第1回意見交換会

あらゆる手を尽くし対策に取り組みたい。

これからも県土整備行政の推進のために皆様と議論を重ね、少しでも前に進めていこうと考えているので、1年間よろしく願いしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

入札制度に関する地区説明会について

●総合評価落札方式実施要領（令和5年4月1日改正版）等について、4月18日～26日に地区説明会の開催を予定している。参加にあたっての事前申込は不要。当日資料については、ホームページ（宮崎県公共事業情報サービス）から印刷して持参。

令和5年度における建設資材単価調査について

●令和5年度も引き続き、資材の価格高騰が懸念されることから、物価資料掲載の全資材について、毎月調査を行う。今後の予定としては、資材単価の変動状況を注視しながら、単価調査の頻度を検討する。

◆意見交換会

（1）単品スライド・インフレスライド条項について

協会→材料費や燃料高騰による影響により、単品スライドやインフレスライド条項が適用になるケースがあるが、それぞれの内容を把握していない業者もいるので、更なる周知や分かりやすい説明をしていただきたい。

県 →情報提供で説明した各地区説明会等を活用し、詳しい説明を実施したい。

協会→継続して要望をしているが、単品・インフレスライドのどちらにしても、書類作成や資料収集などの業者負担が課題になっている。特に従業員の少ない企業においては、人手不足により対応ができない状況がある。書類の簡素化や実勢単価を反映可能な宮崎県独自の取組等について検討していただきたい。

県 →毎月の実勢単価調査等を実施し、当初設計に反映する。新しい制度については国とも足並みを揃える必要があるため、要望等を行う。

協会→国や他県に合わせるのではなく、県でできる範囲での取組や制度等について検討していただきたい。

企業も、より良いものを作るために努力している。一方で良いものを作っても、材料費高騰などにより赤字になるというのは残念である。企業の適正な利益が確保できるような対策を検討していただきたい。

（2）設計段階の三者協議について

協会→三者協議については、県の要請に対して技士会がメンバーを選定し、参加依頼をしており、参加した技術者に対しては謝礼が支給される仕組みとなっている。しかし、一部の協議では謝礼の支払いがなかったケースがあった。三者協議の運用や対応を統一していただきたい。

県 →状況の確認を行う。我々も三者協議の重要性は認識しているため、今後も引き続き対応をお願いしたい。

協会→三者協議の詳細（県と建設業者のみでコンサルタントがいない場合等）の対応や協力費の支出先等について教えていただきたい。

県 →手元に資料等がないため、具体的な内容については把握できていない。しかし、災害復旧事業の場合は、委託せずに直営で図面を書いているため、費用等は発生しない。三者協議についても、いくつかのパターンがあるため、後日整理して報告する。

（3）工事検査専門員の対応について

協会→工事検査専門員によっては、簡素化が進んでいる中で不要となった写真が必要だと指導されることがある。専門員個人の考えではなく、統一化された考えや内容で検査をしていただきたい。

県 →検査は、検査要領基準に基づいて行う必要があるため、統一感を持って実施したい。一方で、必要なものは必要であるため、それを基に評価を行うが、それ以上のことを指示するというのは止めさせる。状況等を整理し、毎月実施している専門員の意見交換会で情報共有を図りたい。

協会→専門員を講師にした技術者講習会が年1回開催されるので、その際に資料配布や答弁をしていただけるとありがたい。

（4）災害復旧工事の不調不落対策について

協会→台風14号の影響により様々な災害が発生したが、地域の復旧・復興を第一に考えて、スピード感をもって工事を実施していきたいと思っている。そのような中で、不調不落を発生させないためには、計画設計はわかるが、受注者側からの（現場状況や施工性等を考慮した）提案を受け入れていただきたい。

県 →通常工事も災害復旧工事にしても、現場の効率化を考えると、そのような方法になると思っている。一方で、実際の運用には、様々な種類の材料や価格差の問題があり、また、災害復旧事業の制度上の誓約もあるため、可能な範囲で素

宮建協

早く整備したいと考えている。

(5) 協議への回答にかかる時間について

協会→以前にも要望をしているが、土木事務所の担当者も努力をしており、忙しいのはわかるが協議を出しても回答までにかなり時間がかかっている現状がある。特に若手の担当者については能力差もあると思うので、事務所内の情報共有を行い、所長や課長等がフォローやチェックをしていただきたい。

県 →年度当初でトラブルが起きやすい時期のため、我々も目配り、気配り等をしていきたい。

念があると聞いたことがあるが、強度を上げる改良は可能ではないかと思っている。施工性や短工期化ができる新しい工法や設計等について検討をしていただきたい。

県 →活用できる現場や六角ブロックの製造業者等の意見も踏まえながら、総合的に検討していきたい。

(6) 河道掘削の測量費用について

協会→河道掘削時の測量費用について設計変更でみていただきたい。

県 →各事務所に河道掘削の測量状況について調査したところ、事前に測量を行わずに工事発注をしている事例が多くあった。理由としては、出水期までに掘削を終わらせる必要があった、補正予算工事のため測量発注する時間がなかったといったものであった。

しかし、本来は発注者が事前に測量を実施し、現場の状況を確認するのは当然である。そのため、河道掘削の発注に関しては、原則として発注者で事前に測量を実施し、測量完了後に工事を発注することとする。各土木事務所にも本件について周知徹底する。

(7) 災害復旧工事における平米ブロックの取扱いについて

協会→地区によっては石工が不足しているため、代替案や平米ブロックが利用できるように検討をしていただきたい。

県 →災害復旧工事を進めていく中で、石工（ブロック工）が不足しており、通常の六角ブロックでの施工が厳しいとの意見があったため、各地区協会に調査を実施したところ、特に県北では不足の傾向がでていた。

これから災害復旧工事が本格化するため、ブロックの製造状況や施工の費用、歩掛について、現在、確認を行っている。関係課とも調整を行い、速やかに対応方針を決定したい。

協会→前提として、六角ブロックでの施工については、職人の身体的負担がかなり大きく、今後、パワーアシストスーツ等についても設計でみていただく必要があると考えている。

平米ブロックについては、強度不足といった懸

3. 令和5年度新入社員研修を開催 ビジネスマナー等を学ぶ

本会は、4月19日（水）から21日（金）の3日間、本館5階において、令和5年度新入社員研修を開催した。

研修には、新規卒業者を中心に県内各地より13社23名の新入社員が参加、初めて社会人になる方を対象として、「建設業に従事する際の基礎知識」、「社会人としてのマナー習得」を目的として、グループワークを取り入れながら研修を行った。

初日は、県の職員を講師として、○建設業許可制度等の概要について（県土整備部 管理課 建設業審査担当 副主幹 一井 昇 氏）、○県の公共事業における取組について（県土整備部 技術企画課 技術調整担当 主任技師 北御門 義隆 氏）、○県の入札制度（概要）及びコンプライアンスの遵守について（県土整備部 技術企画課 入札・技術評価担当 主任主事 西村 修治 氏）、それぞれご説明をいただき、建設業の基礎知識の習得を図った。

後半の接遇関係は、オフィスあかの 代表 赤野千恵氏によるビジネスマナー研修を2日間かけて行い、1日目は、○社会人としての心構え（学生と社会人の違いほか）、○ビジネスマナー全般（名刺交換、来客応対、電話応対ほか）、2日目に、○仕事の進め方（学生と社会人の違い、報連相ほか）、○コミュニケーション（接遇用語・敬語、傾聴、自己開示の重要性ほか）、○チームビルディング（企業人としての協働）について学んでいただき、社会人への意識転換や社会人としてのスキルアップ、建設業に従事する際の基礎知識の習得を図り3日間の全日程を修了した。

本会においては、新入社員を対象とした、社会人としてのビジネスマナー、組織人としてのコミュニケーション能力等の取得・育成を目的とした「新入社員研修」を4年度より開催、本年度2年目となる。



一井氏（県職員）



北御門氏（県職員）



西村氏（県職員）



ビジネスマナー（来客応対）



ビジネスマナー（名刺交換）



ビジネスマナー（接遇用語）

宮建協

4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

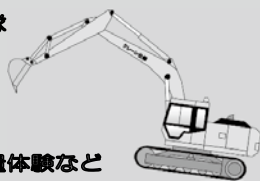
体験内容 ○青年隊概要説明

○施設案内

○建設機械試乗・測量体験など

○ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)

72年の伝統を誇る

宮崎県産業開発青年隊

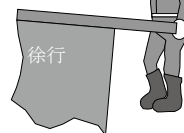


889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



5. 令和5年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、今後ともその役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、他の業界同様、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていくためにも人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「業界のPR」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和5年度 放映日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和5年4月1日(土)から
令和6年3月30日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK U-dokiの放送帯(毎週土曜17:56～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和5年4月1日(土)から
令和6年3月30日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

《リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 都城志布志道路 宮崎10号吉尾地区改良工事 (ICT施工現場)
宮崎河川国道事務所
富岡建設(株)
- 宮崎県山之口総合運動公園 造成工事 (ICT施工現場)
宮崎県都城土木事務所
丸昭建設(株)
吉原建設(株)
- ICT関係 (ICT建機、レーザースキャナーほか)
(株)藤元建設
(株)大坪

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0118 第 3 号
雇 均 発 0118 第 9 号
開 発 0118 第 3 号
令 和 5 年 1 月 18 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和3年11月29日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和4年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和4年3月28日付け「2023（令和5）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和5年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 求人票の展示・公開時期等

令和5年度の安定所における取扱いとは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和5年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和5年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和5年2月1日以降とする。安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明するとともに、安定所では、令和5年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和5年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和5年4月1日以降に行うこととする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和5年度の大学等卒業予定者のニーズに応じてオンラインを活用するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和5年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和5年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2. 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

①応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。

②男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。

③セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。

④募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。

⑤卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。

⑥大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

雇用改善

2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

4 文科初第2116号
職 発 0210 第 3 号
開 発 0210 第 3 号
令和5年2月10日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
奈 尾 基 弘
(公印省略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和4年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和5年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和4年10月末現在。文部科学省調査）は76.1%と、新型コロナウイルス感染症の影響は薄まってはいるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和6年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和6年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和5年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については、令和5年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和5年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和6年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共業務についてのお願い（再周知）

厚生労働省及び国土交通省による、履行証明発行基準の改定並びに証明願に掛かる審査の厳正化の通達により、令和4年4月1日受付分より新基準での審査が開始されましたが、基準未達成により「履行証明書が発行できない」ケースが発生しております。

決算前に、次のことについて再確認をお願いいたします。

- ① 決算日時点で証紙残高がマイナス（不足）にならないよう、証紙の購入忘れ（元請企業からの受取漏れ）にご注意ください。
- ② 共済手帳の取扱い（証紙の貼付・更新・請求等）が適切に行われているかご確認ください。
- ③ 310円証紙（令和3年9月分迄の就労分に貼付）と320円証紙（令和3年10月分以降の就労分に貼付）の取扱いを適切に行ってください。（なお、現在310円証紙は販売しておりませんので、不足分がある場合は電子申請方式を導入し、掛金充当をしてください。）
- ④ 310円証紙については、建退共本部にて320円証紙に交換が可能です。交換を希望する際は事業本部HPをご覧ください。（証紙交換専用ダイヤル 03-4334-6408）

※詳細については、建退共宮崎県支部のHP（<http://kentaimitiyazaki.com/>）

→「加入・履行証明」→「“加入・履行証明の発行基準”はこちらをクリックしてください」をご確認ください。
また、加入・履行証明書の審査には時間を要するため、余裕を持った提出をお願いいたします。

2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて

電子申請方式の運用が開始され、当支部においても既に200社を超える企業で利用申込が完了しております。電子申請方式では、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携も可能となっており、今後の利用拡大が予想されます。ツールの操作方法等については、下記のコールセンターをご活用ください。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
1月末計	2,542	30,297				前月分	44,100
加 入	4	117	2月分	771	66,465,610		
脱 退	2	94	今年度累計 (2023年2月)	9,479	1,028	当年度計 累 計	690,306
2月末計	2,544	30,320			952,825,406		

技士会

1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に30名、2級に21名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和5年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和5年5月17日(水)～5月19日(金)

令和5年5月24日(水)～5月26日(金)

実力テスト講習会 2日間

令和5年6月8日(木)～6月9日(金)

二次検定講習 4日間

令和5年9月4日(月)～9月5日(火)

令和5年9月11日(月)～9月12日(火)

2級 一次検定講習 6日間

令和5年7月19日(水)～7月21日(金)

令和5年7月26日(水)～7月28日(金)

二次検定講習 2日間

令和5年8月7日(月)～8月8日(火)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和4年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業

受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



2. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和4年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月16日（水）で終了しました。本年度は4月から11月の計7回開催し、合計で151名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和5年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可

能となります。

なお、令和5年の予定は、下のとおりです。

日 程	場 所
令和5年 5月15日(月)	宮崎県建設会館
令和5年 6月15日(木)	延岡建設会館
令和5年 8月24日(木)	宮崎県建設会館

日 程	場 所
令和5年 9月21日(木)	都城建設会館
令和5年10月12日(木)	延岡建設会館
令和5年11月15日(水)	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,500万円以上（令和5年1月1日改正）を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、（一社）日本UAS産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けている、ドローンアビエーション（株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール）と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

なお、無人航空機を屋外で飛行させるために必要な「飛行許可・承認手続」を受ける際の、申請書類の一部を省略できる「無人航空機操縦者技能証明」が取得できます。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額
-----	-------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

1. 県内建設業の労働災害発生状況

県内建設業の令和4年における労働災害は、休業4日以上之死傷者数は243名で、前年の190名より53名（約27.9%）増加しました（過去5年間の平均は200.4名）。その工事別の内訳は、土木工事75名（前年比約8.7%増加）、建築工事107名（前年比約17.6%増加）、その他の工事61名（前年比約103.3%増加）でありました。

なお、「新型コロナウイルス感染症」を除いた休業4日以上之死傷者数は215名で、前年の186名より29名（約15.6%）増加しました。

死亡者数は、4名（土木工事2名、建築工事2名）で、前年と同数となり減少に至りませんでした（過去5年間の平均は3.6名）。

（※死傷者数は令和5年3月末、死亡者数は令和4年12月31日現在のもの）

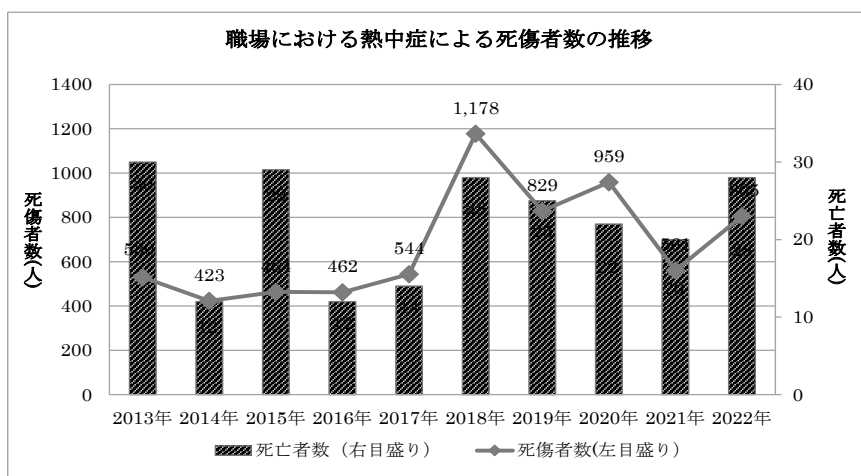
2. 職場における熱中症の発生状況（厚生労働省・宮崎労働局発表）

〔1〕宮崎県内における発生状況【休業4日以上】（平成21年～令和4年の速報値）

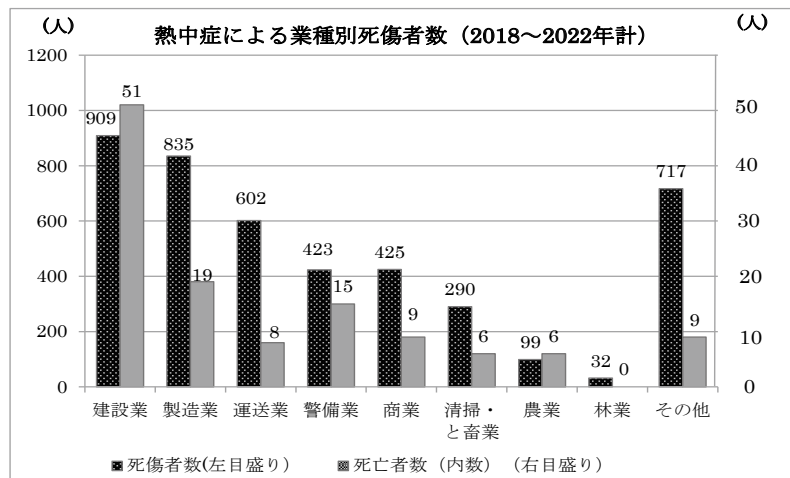
- 職場での熱中症による死傷災害の発生件数は、平成21年以降の14年間で106件発生しており、長期的には増加傾向にある。令和4年の死傷者数(速報値)は前年を大幅に上回る16人となる見込みである。なお、14年間で3人が熱中症で亡くなっている。
- 業種別の発生状況は、建設業が29人（27%）で最も多く、次いで製造業22人（21%）、農林業19人（18%）と続いており、この3業種で全体の6割以上を占めている。死亡は林業で2人、建設業で1人発生している。
- 月別では7・8月に全体の約8割（83人）が発生している。時間帯では気温が上昇する10・11時台、気温が最も高くなる14時から16時台が多くなっている。年齢別では、50歳代が33人と全体の31%を占めており、次いで60歳代、20歳代、40歳代、30歳代となっている。

〔2〕全国の状況（令和5年1月13日時点速報値）

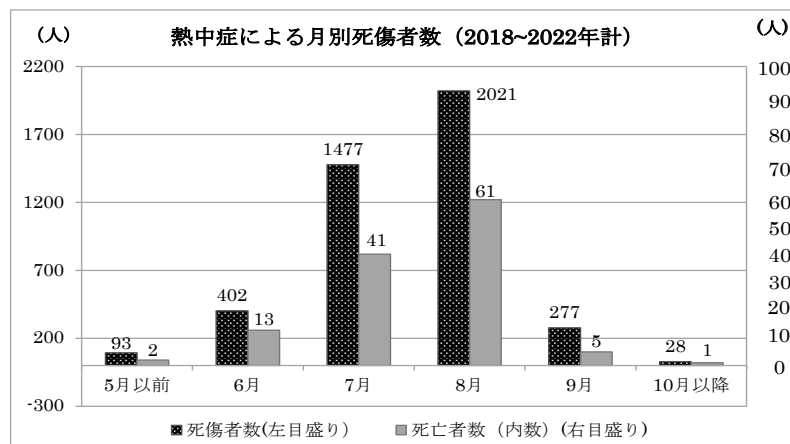
（1）職場における熱中症による死傷者数の推移（2013年～2022年）



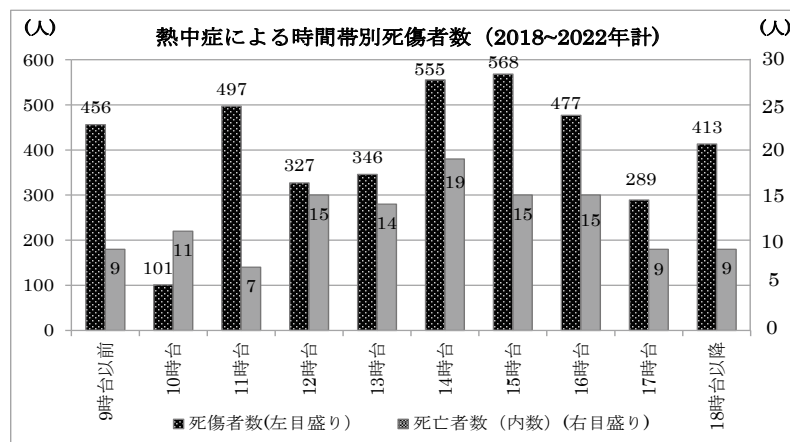
(2) 熱中症による死傷者数の業種別の状況



(3) 熱中症による死傷者数の月別の状況



(4) 熱中症による死傷者数の時間帯別の状況



※ 建災防宮崎県支部では、「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急措置」等を内容とする講習会を下記により開催します。

開催日	開催場所
令和5年6月27日(火)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和5年6月29日(木)	ニューウェルシティ宮崎(宮崎市宮崎駅東1丁目2-8)

火薬協会

1. 火薬関係保安教育講習会の受講申込みについて

- ・令和5年の保安教育講習会を下記の日程で開催いたしますので、早めに申し込みを行ってください。
- ・会場が定員に達した場合、他の会場に変更になることがあります。今一度、保安手帳に記載されている次回受講期限日を確認してください。
- ・再教育講習は、6月23日金曜日の次は12月7日の木曜日しかありませんので、黒手帳の期限が失効されている方でお急ぎの方は、6月23日開催の講習会への申し込みをお願いします。
- ・各事業所の担当者の方は、受講者の漏れがないように再確認方よろしくお願いします。

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
6月23日	金	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
7月14日	金	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
7月31日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
8月 1日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
8月24日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月14日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月26日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
12月 7日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ **再教育(総合)講習会**の講習開始時間は、10:00です。

※ **責任者、従事者講習会**の講習開始時間は各会場とも13:00です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和4年度	669	104.0	19,100	31.5	4,011	3.1	141,136	▲ 10.0
令和3年度	328	▲ 8.4	14,528	▲ 9.8	3,891	▲ 6.8	156,820	▲ 5.6
令和2年度	358	▲ 1.9	16,113	9.0	4,173	▲ 1.7	166,206	17.7
令和元年度	365	▲ 13.1	14,782	26.1	4,247	0.4	141,249	17.8

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

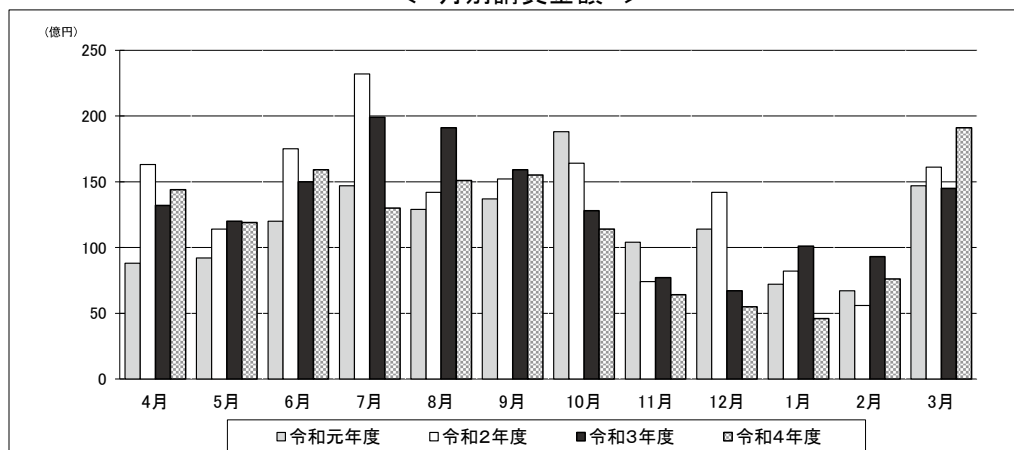
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	15	▲ 55.9	4,239	39.8	263	▲ 17.6	28,467	▲ 33.4
独立行政法人等	1	0.0	49	▲ 9.7	26	▲ 3.7	4,274	▲ 27.2
県	269	17.5	9,357	13.4	1,469	▲ 8.5	59,063	▲ 0.4
市町村	384	529.5	5,455	74.1	2,235	17.0	46,910	0.8
その他	0	—	0	—	18	▲ 37.9	2,420	1.6
計	669	104.0	19,100	31.5	4,011	3.1	141,136	▲ 10.0

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	55	▲ 14.1	1,961	▲ 26.2	666	▲ 7.8	32,808	▲ 7.9
日 南	32	52.4	1,069	9.9	258	▲ 10.7	11,151	▲ 31.0
串 間	8	▲ 60.0	145	▲ 56.1	125	▲ 26.0	2,903	▲ 35.9
都 城	68	58.1	2,370	▲ 32.1	479	7.9	20,874	▲ 20.2
小 林	57	137.5	1,236	37.7	383	▲ 1.3	13,083	22.7
高 岡	16	45.5	284	24.0	146	2.8	2,960	7.7
西 都	24	41.2	724	▲ 4.4	226	▲ 6.2	4,569	▲ 45.2
高 鍋	23	43.8	1,584	25.3	178	▲ 16.4	10,401	▲ 33.8
日 向	196	335.6	4,322	172.4	700	27.7	15,333	6.5
延 岡	54	35.0	1,362	▲ 6.6	376	▲ 1.1	16,779	17.2
西臼杵	136	403.7	4,039	357.9	474	33.5	10,270	25.8
計	669	104.0	19,100	31.5	4,011	3.1	141,136	▲ 10.0

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

契約締結 → 工期 → 竣工

前払金 **40%** → 中間前払金 **20%** 受取可能!

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索



3. 電子保証のご案内

令和5年4月1日より **宮崎県** で運用開始

電子保証のご案内



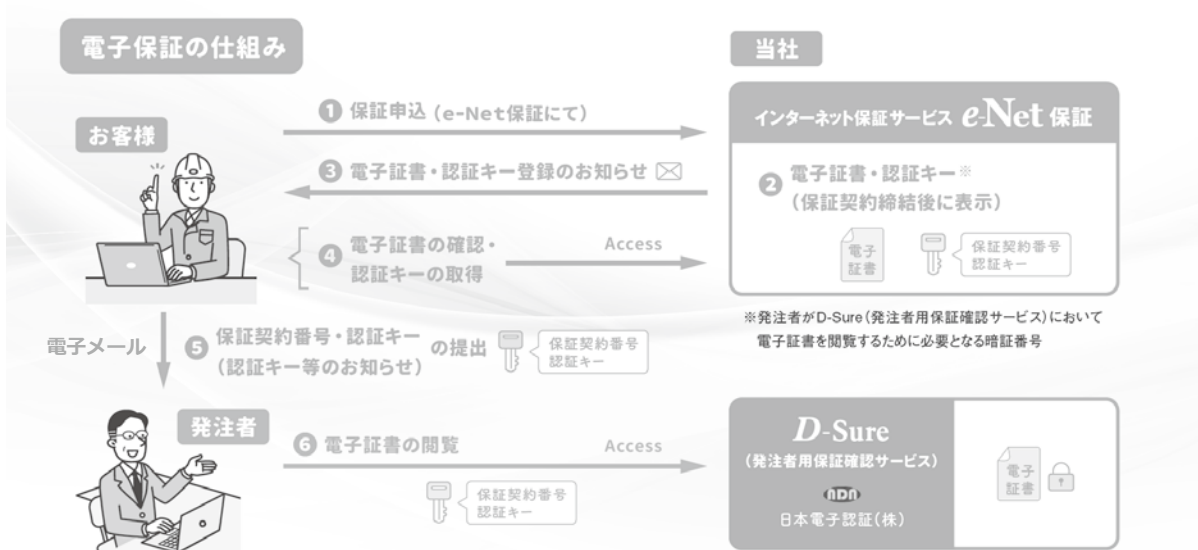
Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは	書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
ご利用の要件	お客様が「e-Net保証」を利用し保証申しいただくこと
対象案件	令和5年4月1日以降に宮崎県と契約する 工事および建設コンサルタント業務
対象の保証証書	前払金保証、中間前払金保証、契約保証

AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

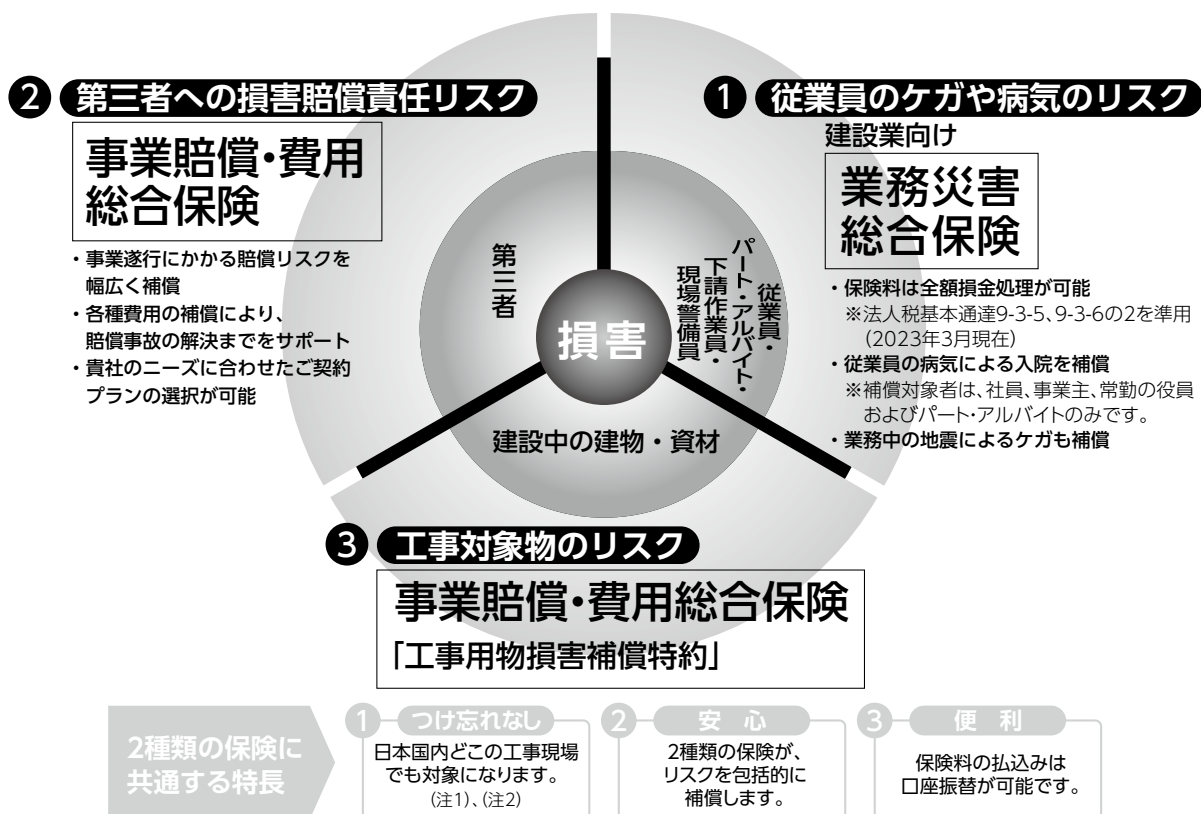


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。



(注1)事業賠償・費用総合保険の「工事用物損害補償特約」では、土木工事等、工事の種類によっては対象とならない工事もございます。
(注2)業務災害総合保険では、工事の種類によっては対象とならない工事もございます。

- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2023年2月現在の内容です。)
詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店(担当:藤川・飯倉)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3411

(D-006429)

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

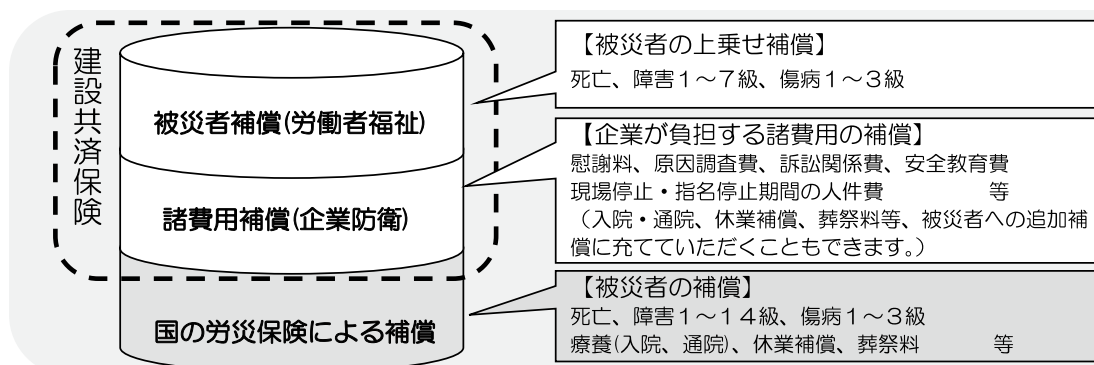
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

知ってほしい、より安心の制度。

掛金負担
が軽減

契約者割戻金制度
がスタート
(令和4年4月より)

手厚い補償

保険金区分合計
最高5,000万円

労働者と
企業の
リスクをカバー

今すぐ、ご加入を!

制度が変わって、安心充実。

法定外労災補償制度

建設共済保険

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>